

第 17 回南阿蘇村農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和 6 年 11 月 11 日（月）午前 10 時 00 分開会
2. 開催場所 南阿蘇村庁舎 2 階 大会議室
3. 出席委員
- | | | | |
|------------|------------|-------------|------------|
| 1 番 友岡 康幸 | 2 番 松岡 日出男 | 3 番 桐原 忠継 | |
| 5 番 福本 博文 | 6 番 加藤 清孝 | 7 番 小林 公子 | 8 番 長崎 愛 |
| 9 番 榊 敏行 | 10 番 藤岡 恵雄 | 11 番 今村 建一 | 12 番 古澤 弥生 |
| 13 番 渡邊 和徳 | 14 番 渡邊 晃 | 15 番 豊田 るみ子 | 16 番 池田 春香 |
| 17 番 藤原 幸似 | 18 番 古庄 憲明 | | |
- 欠席委員 4 番 小出 満文 19 番 北野 暁之

4. 議事日程
- 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
 - 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
 - 議案第 3 号 経営基盤強化促進法許可申請について
 - 議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画の公告について（機構・受け手間契約）

5. 事務局職員
- | | |
|----|-------|
| 主幹 | 藤野 貴洋 |
| 主査 | 梅田 和宏 |

6. 会議の概要

発言者	内容
事務局	<p>おはようございます。長陽地区での現地確認お疲れ様でした。</p> <p>それでは、定刻になりましたので、第 17 回 南阿蘇村 農業委員会総会を開催いたします。本日は事務局長が急遽、不在となりましたので、事務局の藤野が進行いたします。</p> <p>それでは、農業委員総数 19 名、出席委員 17 名、欠席 2 名 南阿蘇村 農業委員会 会議規則 第 7 条により本総会の成立を報告致します。</p> <p>農業委員会憲章につきましては、お手元の憲章を各自ご確認いただきますよう、よろしく願いいたします。なお、議案説明の際には、自席で起立のうえ、ご発言いただきますようお願いいたします。また、議事録作成のため、発言内容を録音しておりますが、音声が正しく認識できますように、マイクを通じて番号、氏名を申し添えたうえでご発言いただきますよう、ご協力のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、議事に進めさせていただきます。本村農業委員会会議規則第 5 条の定めにより、以後の進行は会長が議長となり進行をお願い致します。それでは会長よろしく願い致します。</p>
会長	<p>皆さんおはようございます。早いもので 11 月になりました。10 月 29, 30 日に阿蘇郡市の農業委員会会長、事務局長で荒尾、玉名へ視察研修に行っていました。荒尾といえば荒尾梨を連想されるかと思いますが、今年は高温障害のため、梨が日焼けして出荷量が半分程度になっており、ブドウも色が付かないというような影響</p>

	<p>ありがとうございます。朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願いします。</p>
18 番	<p>議案第 2 号番号 1 番について、18 番の古庄が説明します。 譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。 申請者は村内にお住まいの方で、近々村外に居住されておられる、お子さんが南阿蘇村に帰省され、親子で住まれる計画を持っておられるようです。 また、既存の住宅では親子 2 世帯で居住するには手狭となる事から、今回申請地に個人住宅の新築の申請があがりました。 申請地は第 2 種農地で農業生産性は低い農地で、新興住宅地でもあり、個人住宅を建てることに、何ら問題ないと思われしますので、ご審議のほど宜しくお願い致します。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。地元委員の説明が終わりましたので、審議に入らせていただきます。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
	<p>議案第 2 号農地法 4 条の規定による許可申請について、異議がない方は挙手をお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
	<p>ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第 2 号は原案どおり可決致します。</p> <p>続きまして議案第 3 号基盤強化促進法第 19 条農用地利用集積計画の公告について審議します。番号 1 から 3 番の新規案件について、審議します。</p>
事務局	<p>はい朗読を致します。議案第 3 号基盤強化促進法第 19 条農用地利用集積計画の公告について</p> <p>番号 1：譲渡人、譲受人は議案書記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] 賃借権設定 10 年です。</p> <p>番号 2：譲渡人、譲受人は議案書記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] 賃借権設定 5 年です。</p> <p>番号 3：譲渡人、譲受人は議案書記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] 賃借権設定 3 年です。</p> <p>番号 4 から先については、再設定案件ですので、朗読を省略します。</p>
議長	<p>ありがとうございます。朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願いします。</p>

1 番	<p>議案第 3 号番号 1 番について、1 番の友岡が説明します。</p> <p>譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。</p> <p>譲渡人は県外に居住されており、親戚である譲受人がこれまでも他の農地については管理しておられました。今回の農地は譲渡人の実家に隣接した農地であり、家と併せて貸し出したいとの思いがあり、小作には出していませんでしたが、管理が難しくなったこともあり、賃借権設定 10 年の契約が結ばれます。</p> <p>何ら問題は無いと思われまますので、ご審議の程よろしくお願ひします。</p>
15 番	<p>議案第 3 号番号 2 番について、15 番の今村が説明します。</p> <p>譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。</p> <p>譲渡人は高齢のため、農業が出来ない事から農地の管理をしていただける方を探されておりましたが、今回耕作者として譲受人と賃借権設定 5 年の契約が結ばれます。</p> <p>譲受人は近隣で多くの農地を借り入れて耕作を行っており、何ら問題は無いと思われまますので、ご審議よろしくお願ひします。</p>
17 番	<p>議案第 3 号番号 3 番について、17 番の藤原が説明します。</p> <p>譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。</p> <p>譲受人は、生け花やフラワーアレンジメント教室等の活動をされている方であり、その際に使用する花卉について、自作されている兼業農家となっています。</p> <p>今までは、家の庭や他の市町村で花卉の栽培をしておられましたが、規模拡大に併せて農地を探し、本格的に兼業農家として栽培をされることとなりました。</p> <p>今回の農地についても、以前から譲渡人の農地管理を手伝いながら、農地の一部で花卉を栽培されており、基盤法による農地の賃借権設定 3 年により、契約を結ばれます。</p> <p>譲受人は、近隣市町村で栽培を行っており、何ら問題は無いと思われまますので、ご審議よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。地元委員の説明が終わりましたので、審議に入らせていただきます。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p> <p>議案第 3 号基盤強化促進法第 19 条農用地利用集積計画の公告について、異議がない方は挙手をお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p> <p>ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第 3 号は原案どおり可決致します。</p> <p>続きまして、議案第 4 号農用地利用集積等促進計画の公告 所有者・機構間契約について審議します。事務局に議案の朗読並びに説明をお願いします。</p>

事務局	<p>議案第4号 農用地利用集積等促進計画の公告(機構・受け手間契約)について事務局が朗読・説明します。</p> <p>こちらは農地中間管理事業(県農業公社)による農地の賃借権設定です。出し手、受け手、面積、賃料はそれぞれ議案書記載のとおりです。</p> <p>所在地は白水地区、長陽地区と離れておりますが、こちらは出し手が複数名いるためです。</p> <p>出し手は、村の農業公社の農地仲介事業を通じて受け手を探され、県の農業公社が間に入ることで纏めて5年間の賃借権設定を結ぶことになります。</p> <p>番号1の受け手は、[REDACTED]であり、[REDACTED]にて活用される予定となっています。</p> <p>番号2の受け手は、研修を受けた新規就農者であり、独立に当たって新規に農地を取得されます。</p> <p>両者とも問題は無いと思われしますので、ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>説明が終わりましたので、審議をお願いします。</p> <p>(異議なし)</p> <p>議案第4号農用地利用集積等促進計画の公告(機構・受け手間契約)について、異議がない方は挙手をもってお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第4号については原案どおり可決致します。</p>
議長	<p>以上で議案の審議は終了しますが、12月の総会の日程を決めておきたいと思えます。予定案として令和6年12月10日 火曜日 15時より開催したいと思えます。なお、会場は南阿蘇村役場庁舎2階大会議室での開催としております。また、総会後に忘年会兼懇親会を予定しております。いかがでしょうか？</p> <p>よろしいでしょうか？それでは、次回の総会は12月10日 火曜日 15時からの開催とします。なお、現地確認がある場合は事務局より通知がございますので、あらかじめご了承ください。その他の案件で皆様から何かありますでしょうか。</p>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・忘年会兼懇親会について ・研修動画の紹介 ・阿蘇郡市協議会研修会の案内
議長	<p>以上をもちまして第17回南阿蘇村農業委員会を終了致します。大変お疲れ様でございました。</p>

会議の内容に相違なきことを認めここに署名する。

令和6年12月11日

農業委員会 会長

議事録署名委員

16 番

議事録署名委員

17 番
